

大学院生（博士前期課程）が利用できる 奨学金について

1. 日本学生支援機構 貸与奨学金

1) 貸与奨学金…返還が必要

（※大学院生は給付奨学金（返還不要）に申し込みできません）

2) 貸与奨学金の種類

4種類あります ➡

- ① 第一種奨学金
 - ② 授業料後払い制度
 - ③ 第二種奨学金
 - ④ 入学時特別増額貸与奨学金
- 無利子
有利子

3) 併用貸与・重複貸与の可否（○…可能／×…不可）

	第一種	授業料 後払い	第二種	入増
第一種		×	○	○
授業料後払い	×		○	○
第二種	○	○		○
入増	○	○	○	

4) 日本学生支援機構 奨学金ページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>



2 本学独自の授業料等減免（独自減免）

独自減免とは…本学が独自に実施する授業料及び入学金の免除制度。

1) 免除区分と免除額

入学金：282,000 円 / 授業料額（半期）：267,900 円

支援区分		免除額	
		入学金	授業料(半期)
第Ⅰ区分	満額免除	282,000	267,900
第Ⅱ区分	2/3	188,000	178,600
第Ⅲ区分	1/3	94,000	89,300

2) 募集時期

[春] 3月頃～ / [秋] 9月頃～

※入学金の減免は入学時にのみ申請可能

3) 入学金減免について

○減免の対象

次の①～③のいずれかに該当する者

- ①学費負担者の長期療養、失業、事業の倒産等の経済的理由により入学金の納付が著しく困難であり、かつ学生の学業が優秀であると認められる場合
- ②授業料の納期前 1 年以内において、学費負担者の死亡や風水害等の罹災により入学金の納付が著しく困難になったと認められる場合
- ③1 又は 2 に準ずる場合であって、理事長が相当と認める事由がある場合

4) 授業料減免について

○減免対象（入学金と同じ条件）

次の①～③のいずれかに該当する者

- ①学費負担者の長期療養、失業、事業の倒産等の経済的理由により入学金の納付が著しく困難であり、かつ学生の学業が優秀であると認められる場合
- ②授業料の納期前 1 年以内において、学費負担者の死亡や風水害等の罹災により入学金の納付が著しく困難になったと認められる場合
- ③1 又は 2 に準ずる場合であって、理事長が相当と認める事由がある場合

○申請要件

- ・大学院1年生：前年度と同じ学年に留まっていないこと
- ・大学院2年生以上：前年度までの学業成績が、履修すべき単位を全て修得していること

○その他要件

- ・日本学生支援機構、その他各種団体の奨学金を受給、もしくは申請中の者

○減免区分の決定

日本学生支援機構の給付奨学金の家計基準を準用（下記ページ参照）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

○減免の有効期限は半期

[春] 募集は[前期分]授業料の減免

[秋] 募集は[後期分]授業料の減免



募集時期ごとに申請が必要



3 その他

和歌山県立医科大学

日本学生支援機構奨学金・その他奨学金 案内ページ

<https://www.wakayama-med.ac.jp/nyushi/gakuhi/shougakukin/index.html>

独自減免 案内ページ

<https://www.wakayama-med.ac.jp/nyushi/gakuhi/index.html>

